

桶川市公共下水道事業の経営状況について

①下水道使用料改定による使用料収入の増額見込み

令和6年4月1日から1契約あたり **税抜き480円～680円の値上げ**
 税込み528円～748円の値上げ

年 度	増収見込み額（税抜き）	備 考
令和6年度	1億4,500万円/年	経過措置有り
令和7年度以降	1億9,000万円/年	—

②維持管理負担金の値上げに伴うシミュレーション

（税込み）

	維持管理負担金額（終末処理場での汚水処理費）		
年 度	R1～R5	R6～R10	R11～（想定）
単 価	38円/m ³	46円/m ³	46円/m ³ +α
R5年度単価との差額	—	8円/m ³ 値上げ	
年間の増加額	—	約6,063万円/年 増加	—

③経費回収率の推移

	経費回収率	
年 度	維持管理負担金改定前	維持管理負担金改定後
令和4年度決算	68.02%	—
令和6年度～9年度	89.56%	81.90%

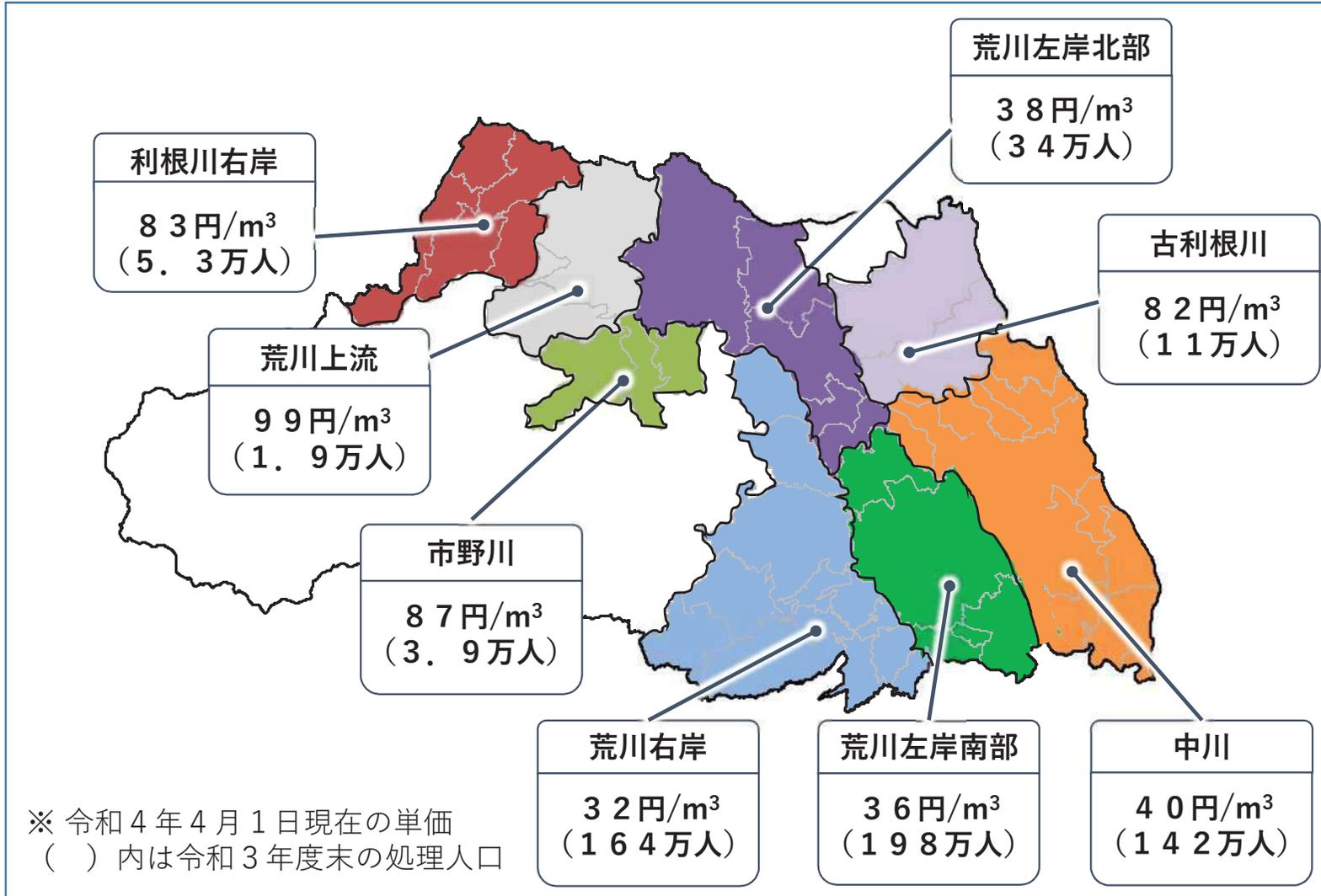
④第1期 下水道事業審議会の答申

（税抜き）

	下水道使用料	改定額	備 考
旧使用料	1,800円/20m ³	—	
第1回目の使用料改定	2,600円/20m ³	+800円	
第2回目の使用料改定	3,350円/20m ³	+750円	将来の目標

流域別維持管理負担金単価

参考



児童扶養手当受給者に対する下水道使用料の減免について

令和6年4月1日より下水道使用料が改定させることに伴い、児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給を受けている方の下水道使用料を減免します。

児童扶養手当とは

離婚や死亡などの理由で、ひとり親となった世帯に対し、手当を支給する制度です。
養育する子どもが18歳になった年の年度末まで、年6回（2ヵ月分ずつ）支給されます。
また、世帯の所得額により、支給される手当額が異なります。

下水道使用料の減免対象者

水道ご使用量のお知らせ			
水道番号	123456	メーター番号	20mm 12345
サンプル	桶川市泉1-3-28 桶川 紅子 様		
検針年月	RO年 O月	前回検針日	RO.O.O - RO.O.O
今 回 使 用 水 量	今回メーター指針	1,539m ³	
	前回メーター指針	1,500m ³	
	メーター取替水量	0m ³	
	ご使用量	39m ³	
	上水道料金	6,391円	
	消費税10% (うち消費税相当額)	581円	
	認定対象人数	1人	
	下水道汚水量	39m ³	
	下水道使用料	5,335円	
	消費税10% (うち消費税相当額)	485円	
このお知らせ票により料金をいただくことはありません。			
ご使用金額	11,726円		
	(うち合計消費税等相当額 1,066円)		

児童扶養手当証書	
証書番号	第 123 号
受給者氏名	桶川 紅子
生年月日	平成元年 1月 1日
住 所	〒363-0021 桶川市泉1-3-28
手当月額	② 44,140 円
支給対象児童数	1人
支給開始年月	令和3年2月
支払金融機関	〇〇銀行 普通 〇〇支店
令和5年 月 日	
桶川市長 小野 克典 公印	
有効期限	令和6年10月31日

＜減免対象者の確認方法＞

令和6年4月1日時点で、次の①～③の全てに該当する方。

- ① 公共下水道使用者（検針票の下水道使用料の欄に金額の記載がある方（0円除く））
- ② 児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給を受けている方
- ③ 児童扶養手当受給者が上下水道の名義と同じ方

減 免 額

基本料金の半額に相当する額（590円／月）

●下水道汚水量が基本料金の範囲（1～8m³）である場合

（基本料金 1,180円 - 減免額 590円） × 消費税 1.1 = 649円 ➔ 下水道使用料 649円

●下水道汚水量が基本料金の範囲（8m³）を超える場合

【例】汚水量が16m³のとき

(1) 1～8m³ 基本料金 1,180円 - 減免額 590円 = 590円

(2) 9～10m³ 従量料金 100円 × 2 = 200円

(3) 11～16m³ 従量料金 110円 × 6 = 660円

(4) 合 計 ((1)+(2)+(3)) × 消費税 1.1 = 1,595円 ➔ 下水道使用料 1,595円